

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高		運転資金として			550,668
普通預金	横浜銀行反町支店他		運転資金として			81,494,779
			小計			82,045,447
事業未収金	神奈川県国保連他		自立支援給付費2, 3月分他			38,741,837
未収補助金	川崎市		家賃助成金2, 3月分			1,051,882
立替金	法人事業所		事業所間立替金			198,427
前払金	一泊旅行前金		トロワ(2019年度旅行前金)			10,000
前払費用	不動産賃貸人他		賃貸料4月分			3,724,114
仮払金	法人事業所		事業所間仮払金			44,379
徴収不能引当金	法人事業所		将来における徴収不能に備えての引当金			-600,000
	流動資産合計			0	0	125,216,086
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金	横浜信用金庫反町支店他		法人設立時の基本金他			15,270,000
			小計			15,270,000
	基本財産合計			0	0	15,270,000
<b>(2) その他の固定資産</b>						
土地	法人本部		ネバー、本部、相談室移転先			68,920,955
車輛運搬具	日産キャラバン 他3台		送迎及び就労支援事業等に使用	8,923,360	7,712,902	1,210,458
器具及び備品	テント 他38台		サービス提供等に使用	10,982,664	9,739,434	1,243,230
建設仮勘定	法人本部		ネバー、本部、相談室移転先	1,000,000	0	1,000,000
人件費積立資産	定期預金 横浜銀行反町支店		将来における人件費支出が困難になった場合の補填の目的のために積み立てている定期預金			9,988,000
	普通預金 横浜銀行反町支店		将来における人件費支出が困難になった場合の補填の目的のために積み立てている預金(決算評議員会終了後、定期預金に移)			8,295,000
			小計			18,283,000
修繕費積立資産	定期預金 横浜銀行反町支店		将来における修繕費支出が困難になった場合の補填の目的のために積み立てている定期預金			43,852,500
			小計			43,852,500
備品等購入積立資産	定期預金 横浜銀行反町支店		将来における備品等購入支出が困難になった場合の補填の目的のために積み立てている定期預金			1,500,000
工賃変動積立資産	定期預金 横浜銀行反町支店		将来における工賃支出が困難になった場合の補填の目的のために積み立てている定期預金			906,510
設備整備等積立資産	普通預金 横浜銀行反町支店		移転費用の目的のために積み立てている預金			23,691,500
差入保証金	不動産賃貸人		不動産敷金			10,647,600
	その他の固定資産合計			22,598,024	19,144,336	171,255,753
	固定資産合計			22,598,024	19,144,336	186,525,753
	資産合計			22,598,024	19,144,336	311,741,839
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	社会保険料他					5,413,397
預り金	カーテンリース料、他					33,000
職員預り金	社会保険料、雇用保険料					1,423,729
仮受金	法人事業所					44,379
賞与引当金	12月～3月分					6,078,122
	流動負債合計			0	0	12,992,627
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	法人本部					63,000,000
	固定負債合計			0	0	63,000,000
	負債合計			0	0	75,992,627
	差引純資産			22,598,024	19,144,336	235,749,212

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づき「社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。